

議案第 46 号

羽曳野市行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和元年 6 月 3 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

## 提 案 理 由

不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成30年法律第33号)の施行に伴う工業標準化法(昭和24年法律第185号)の一部改正により、工業標準の名称が日本工業規格から日本産業規格へ変更されたことに伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市行政不服審査法施行条例(平成 28 年羽曳野市条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

別表備考 2 中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この条例は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

羽曳野市行政不服審査法施行条例 新旧対照表

新	旧
<p>別表(第3条関係)</p> <p>表 省略</p> <p>備考</p> <p>1 省略</p> <p>2 用紙は、原則として<u>日本産業規格 A 列 3</u>番の寸法までのものを用いるものとし、これを超える大きさの用紙を用いた場合の手数料の金額は、実費相当額とする。</p>	<p>別表(第3条関係)</p> <p>表 省略</p> <p>備考</p> <p>1 省略</p> <p>2 用紙は、原則として<u>日本工業規格 A 列 3</u>番の寸法までのものを用いるものとし、これを超える大きさの用紙を用いた場合の手数料の金額は、実費相当額とする。</p>